

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第6号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年5月27日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和2年3月11日午前7時45分頃、幕別町札内桜町50番地9付近のアパート駐車場に面して敷設している町道桜町4号通において、圧雪状態の車道に施した排水用の溝に相手方が運転する車両の前輪がはまり、相手方車両のフロントバンパーを破損する事故が発生したことから、これに対する物的損害を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 141,900円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。